

## 東海北陸地方年金記録訂正審議会（第3回総会）議事録

○日時 平成29年4月12日（水） 13:28～14:15

○場所 名古屋合同庁舎第1号館8階会議室

○出席者

山田会長、浅岡委員、磯貝委員、岩田委員、岩月委員、大滝委員、大野委員、大脇委員、小川委員、及部委員、北野委員、鬼頭委員、久野委員、後藤委員、小林委員、高木隆司委員、高木幸仁委員、野田委員、蜂須賀委員、松井委員、水野委員、村瀬委員、森委員

○議題

- (1) 東海北陸地方年金記録訂正審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名について
- (2) 地方厚生（支）局別年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況について
- (3) その他

○議事

○西井課長補佐 定刻前でございますが、ただいまから、東海北陸地方年金記録訂正審議会第3回総会を開催したいと存じます。

東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則により、山田会長に本日の総会の議事進行をしていただくこととなります。

それでは山田会長、よろしくお願いいたします。

○山田会長 それではご指名によりまして議事進行させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙の中、ご参集いただきましてどうもありがとうございました。

それではただいまから、第3回となります総会を開催させていただきます。事務局の方から、本日の出欠状況、それから会議の成立についてのご報告をお願いいたします。

○西井課長補佐 本日の委員の出欠状況でございますが、國田委員から欠席とのご連絡を頂戴しております。

本日の会議の成立についてご報告します。

委員総数24名に対して、23名の委員にご出席いただいております。

地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項の定足数を満たしておりますので、成立していることをご報告します。

○山田会長 ありがとうございます。それでは以上の次第で議事に入らせていた

だきます。なお、議事録を作成するために録音をさせていただきますので、ご了解願います。

それでは初めに事務局の方から、資料等の説明とご確認をお願いいたします。

○西井課長補佐 まず、お手元の資料のご確認をお願いします。

座席表、議事次第に続きまして、

資料1「地方年金記録訂正審議会規則」

資料2「東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則」

資料3「東海北陸地方年金記録訂正審議会委員名簿」

資料4「地方厚生（支）局別年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況」

をご用意させていただいております。資料等に不足はございませんでしょうか。ないようでしたら、よろしくをお願いいたします。

○山田会長 はい、わかりました。それでは、事務局がお配りしました資料等も随時ご覧いただきながら。

○西井課長補佐 もう一点、これに加えて本年4月にご就任いただいた新任及び再任の委員の皆様には人事異動通知書を机の上にご用意させていただいております。

本来であれば、お一人お一人に直接お渡しすべきところですが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、任期途中の委員の皆様には人事異動通知書はございませんが、引き続きよろしくをお願いいたします。

○山田会長 それぞれ新任、再任の委員の方々のところに、今おっしゃられた人事異動通知書は配られておりますでしょうか。ご確認ください。無いという方はおられますか。よろしいですか。

○山田会長 それでは、新しくご就任いただいた委員もお見えですので、委員の方々のご紹介をさせていただきます。お手元に配布してあります資料3の「委員名簿」をご覧いただきながらお聞きください。

この表に書かれている順番にお名前を紹介させていただきます。名前を呼ばれた方、別に返事とか何かは必要ないですね。ただ聞きおいていただくというだけで結構ですので。

順番に申し上げます。

浅岡勇夫委員です。磯貝正夫委員です。岩田久美子委員です。岩月道則委員です。大滝春義委員です。大野聖委員です。大脇正委員です。小川洋子委員です。及部雅仁委員です。北野正一委員です。鬼頭容子委員です。久野真枝委員です。後藤道夫委員です。小林伸充委員です。高木隆司委員です。高木幸仁委員です。野田悦子委

員です。蜂須賀太郎委員です。松井公一委員です。水野正和委員です。村瀬憲士委員です。森晃委員です。最後に私、山田博でございます。

私の場合は、別に会長だから最後というわけではなくて、あいうえお順で、一番最後になっております。

それでは、ただいま紹介させていただきました委員の他に、本日ご欠席の國田武二郎委員を含めまして東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員の数は24名となります。

引き続き、それでは事務局のご紹介をお願いいたします。局長さんから順番にということですね。

○大森局長 私、東海北陸厚生局長の大森です。昨年の9月1日付けで着任をいたしまして、まだ多くの先生方にはご挨拶ができておりません。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○川島年金管理官 年金管理官の川島でございます。4月1日付けで着任をいたしました。どうぞよろしく申し上げます。

○辻本課長 年金審査課長の辻本と申します。私も同様に4月1日に赴任いたしました。よろしくをお願いいたします。

○西井課長補佐 年金審査課長補佐の西井といいます。私も4月1日着任でございます。よろしく申し上げます。

○富田課長補佐 年金審査課長補佐の富田といいます。私も4月1日付けで着任いたしました。どうぞよろしく申し上げます。

○中東係長 私も4月1日付けで管理係長となりました、中東と申します。よろしく申し上げます。

○山田会長 そうすると皆さんほぼ全員最近任命されたということで、がらっと変わる感じですね。いろいろとよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、大森東海北陸厚生局長よりご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○大森局長 それでは改めてご挨拶申し上げます。まずは、委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございます。また、平素より国の年金事業の適正な運用と円滑な推進にご理解、ご協力を賜っておりますことを、改めて御礼申し上げます。

さて、東海北陸地方年金記録訂正審議会は、平成 27 年 4 月に第 1 回を開催して以来でございまして、総会としては今回 3 回目ですが、この 2 年間ですけれども、部会の方が延べ 173 回開催をいたしました。この 173 回の部会の中で、委員の皆様方には年金記録訂正請求事務処理につきまして、いろいろとご指導いただきまして、順調に処理できたことは、皆様方のご尽力の賜物と、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、ご存じの通り昨年 11 月に、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」、いわゆる「改正年金機能強化法」というものが公布されまして、年金受給資格がこれまでの 25 年から 10 年に短縮されたということでございますが、事務的には本年 2 月末より日本年金機構から対象者に対して順次、年金請求書が送付されているというのが現在のところでございます。

私が申し上げるまでもなく、年金記録につきましては、今なお持ち主の確認できない記録が、かつては 5,000 万件ございましたが、今は 2,000 万件まで減っているものの、2,000 万件まだ残されているのが現状でありまして、このたびの改正年金機能強化法によりまして、新たに受給資格を取得された方々等からの記録訂正請求の増加することが予想されます。当東海北陸厚生局としましては、その円滑な処理に取り組んで参りますので、委員の皆様方にはどうか引き続きご理解ご協力並びにご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日の審議会では、元々の議事次第にもありますが昨年度の当厚生局における訂正の実績等をお伝えさせていただきますが、東海北陸厚生局における処理件数は、ざっと申し上げますと、国民年金関係が 51 件、厚生年金関係が 231 件、計 282 件となっており、また平均処理期間は 95.9 日ということで、標準処理期間が 103 日ということですから、おかげさまで短期間に処理ができたということで、これも皆様方、委員の皆様のご尽力、ご指導のお陰ということで深く感謝をしております。

委員の皆様方におかれましては、本日限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見、ご指導を賜りますとともに、年金記録訂正請求事案に対しまして、今後とも国民の立場に立ちまして、公正、公平な判断、処理が行えますよう、引き続きご支援を賜りますようお願いしまして、簡単ではございますけれどもご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田会長 どうもありがとうございました。今、言われた資料の件数は資料 4 に書かれている数字になりますか。また後ほど、ご説明いただけますか。

どうもありがとうございました。

それでは、議事の方に入って参りますが初めに、東海北陸地方年金記録訂正審議会の運営規則が配布されていますが、その第 9 条に、ご覧いただきますと資料 2 ですね、第 9 条に「会議は非公開とする。ただし」下線が引いてあるところですが、「ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」このように決

められております。本日の議題1及び2の議事については、特段、個人情報の保護だとか、公開することによって本審議会の運営に支障をきたすような、そういった内容は含まれていないと判断されますので、審議は公開とさせていただきます。

事務局の方は運営規則第12条第1項、第2項、これも次のページに下線が引いてありますが、この規定によって議事要旨を作成し会議資料と併せて東海北陸厚生局のホームページで公開するとともに、同条第3項の規定に基づいて議事録を作成していただくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、この同条第4項の規定によりまして、議事録署名人として委員2名を指名する必要がありますので、議事録の署名人として、私のほかの委員として小川委員と鬼頭委員、お二人の委員を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

○山田会長 それでは、議事に入って参ります。

本日の議題の1番目最初の議題は、当審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名について、というものでございます。「地方年金記録訂正審議会規則」の第5条、規則は資料の1となっておりますが、第5条、やはり下線が引いてあるところですが、第5条第3項において、これも下線が引いてあります、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」と規定されております。また同規則第6条第2項、同様に下線が引いてありますが、この第2項では、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」とされております。また同条第3項には「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」と、このように規定されておまして、会長が決めなくちゃいけないことが、随分沢山ございます。

そのような規則等に基づきまして、私の方で指名させていただきましたものを、今から皆さんに事務局の方から「部会に属すべき委員一覧表」を配布してお知らせしたいと思っておりますので、配布の方をよろしく願いいたします。

○山田会長 皆さん、お手元に渡りましたでしょうか。これをご覧いただきながら、お聞きいただきたいと思っておりますが、まず会長代行には本日ご欠席ではございますが、國田委員にお願いしたいと思っております。予めご了解等は事務局の方からいただいておりますでしょうか。

○事務局 はい。

○山田会長 ご本人もご了解いただいているということで、この通り指名させていただきます。次に、部会でございますが、第1部会は、浅岡委員、岩月委員、小川委員、高木幸仁委員で、部会長は小川委員にお願いいたします。

次に第2部会ですが、委員としては、岩田委員、大滝委員、野田委員、蜂須賀委

員で、部会長は蜂須賀委員をお願いいたします。

第3部会ですが、委員としては、大野委員、國田委員、久野委員、高木隆司委員で、部会長は國田委員をお願いすることにいたしております。

次に第4部会ですが、委員としては、磯貝委員、及部委員、小林委員、村瀬委員で、部会長は磯貝委員をお願いいたします。

次の第5部会ですが、委員としては、大脇委員、北野委員、鬼頭委員、森委員で、部会長は鬼頭委員をお願いいたします。

最後に第6部会ですが、委員としては、後藤委員、松井委員、水野委員、そして私の4人になりますが、部会長は私、山田が務めさせていただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。以上の通りですが、委員の皆様ご了解いただけますでしょうか。

○山田会長 はい、ご了解いただいたということで、このように扱わせていただきます。それで今後は、東海北陸地方年金記録訂正審議会総会の開催は、必要な都度私が招集いたしまして、各部会の開催はそれぞれの部会長が招集するということとなりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上が「議題の1」でございます。次に「議題の2」として、「地方厚生（支）局別年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況について」というものですが、この件について事務局の方から説明をお願いいたします。

○辻本課長 それでは、先ほどご紹介させていただきました、年金審査課長の辻本でございます。先ほど申し上げましたように、この4月1日からということで、着任してまだ日が浅く至らない点もあろうかと存じますけれども、先生各位のご指導ご鞭撻を賜りながら業務に取り組んで参る所存でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。それでは、座らせていただきます。

それでは、資料4をご覧ください。こちらの方につきましては北海道から九州まで11か所の各厚生（支）局・分室の年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況でございます。この資料の数値でございますけれども、3月分の集計がまだ終わっておりませんことから、平成29年2月末と、この時点での速報値となります。

まず、左上の受付件数（A）の欄でございますけれども、こちらの方の右端の数字を見ていただきますと、全国での総受付件数でございますが、6,080件でございます。縦に網掛けしておりますのが東海北陸厚生局になります。私ども厚生局の受付件数は765件ということで、全国で当局の占める割合といたしましては、12.6%となっております。

各厚生局等で比較してみますと、受付件数では、東京分室こちらの方が⑤になりますね。関東信越東京分室が最多の1,064件でございます。最も少ないのが、⑩になります。四国でございます。四国支局でございますが、こちらが90件ということでかなりの開きがあります。

東海北陸につきましては、東京分室の1,064件、次に近畿の1,036件、関東信越の990件、こちらの方に次いで4番目の765件の受付件数ということになっております。

全国の受付件数、先ほど6,080件と申し上げましたけれども、振り返ってみますと当時の年金記録確認第三者委員会という当時の呼び名でございましたけれども、こちらの方でも平成22年度の約6万件の件数、これを最高に年々減少してきておりまして、平成27年度の件数につきましては約7,000件、平成28年度につきましても、まだこちらのほうは2月末でございましたので、見込みといたしましては6,080件がおおむね約6,500件程度と見込まれておりまして、平成27年度と比較いたしましても、約500件余り受付件数が減少すると見込まれております。

続きまして、処理件数でございます。(B)の欄でございますけれども、こちらの方の全国値につきましては5,677件となっております。各厚生局等の受付件数につきましては、東京分室の1,305件これを筆頭に、近畿の839件、関東信越の786件、その次に東海北陸の781件となっております。

処理件数の処理率でございます。こちらの方につきましては、東京分室、こちらの方が122.7%、これを頭に東北、北海道、その次に東海北陸、次に左隣の神奈川分室となっております。これらの5か所につきましては処理率が100%を超えているということから、受付件数よりも処理件数の方が上回っているということになります。

その次でございますけれども、処理件数のうち、横長で網掛けされている部分の枠になるのですが、地方厚生局で処理したものが右端でございます2,121件、こちらの方の処理率につきましては37.4%となっております。次に下の方に下がっていきますと、日本年金機構で処理されたものこちらの方が3,071件ということで、処理率につきましては54.1%、その下のところでございますが、取下げ等につきましては485件、こちらの方はパーセントが書いてないのですが8.5%となっております。地方厚生局で処理する件数よりも日本年金機構での処理件数のほうが多くなっているということになります。

東海北陸厚生局の処理件数につきましては、781件ということでございましたけれども、その内厚生局の処理件数でございますけれども282件、こちらのほうが処理率で見ますと36.1%、それから年金機構での処理件数につきましては449件ということで、処理率が57.5%、取下げ等につきましては50件、こちらの方が6.4%となる訳なのですけれども、割合ということで、先ほど申し上げました全国値とほぼ同様の処理率となっております。

ちなみに、一昨年でございますが平成27年度におきましては、東海北陸厚生局の処理件数は日本年金機構の処理件数を上回っておりまして、この割合、数値は逆に厚生局の処理の割合の方が高かったところでございます。

それから厚生局処理の処理件数だけで見ますと、こちらの方は上から東京分室が459件、関東信越が311件、東海北陸が282件となっております。

当局の処理件数は先ほども申しあげましたけれども 282 件でございますけれども、処理内容ごとに見てみますと、訂正・一部訂正、訂正決定（B）の欄になりますけれどもこちらのほうが 172 件、その下の不訂正決定が 110 件、請求却下が 0 件となっております、訂正率といたしましては 61.0%となっております。当局の訂正率の 61.0%というのは、先ほども申しあげました北海道から九州の 11 か所あります厚生局等の中では東京分室の 63.0%に次ぎまして高い割合となっております。これらのことから、総じて当局におきましては他局と比較しますと処理件数が多いということ、それから訂正決定の割合が多いことが分かります。さらに、一部会当たりの処理件数、二重線の下のところ、下から二行目のところになりますけれども、こちらの方につきましても 47 件と東京分室に次いで多いことが分かります。

これも先生各位におかれましては、精力的にご審議いただいた結果であると感謝申し上げる次第でございます。

本年度におきましても、先ほど局長からも話がありましたように、請求者の立場に立っていただきまして、昨年度と同様、活発なご議論を賜り、公正公平なご審議を引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山田会長 はい、どうもありがとうございました。当審議会は、今、お話を聞きしますと委員の皆様方のおかげで、頑張ってまあまあ結果を出していただいているかなと感謝しております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

今の事務局の方からのご説明につきまして、何かご質問等ありましたらご遠慮なく、お答えいただけると思いますのでご発言を、お願いいたします。尚、念のため申し上げますが、この会議は公開での開催ということですので、発言の際には個人情報、法人情報等にご留意をいただきますようお願いいたします。どうぞご遠慮なくご質問等ありましたらよろしくお願い致します。

○山田会長 無いともうこれで終わってしまうのですけれども。よろしいですか。せっかくお集まりになる機会ですので。今の受付処理状況等、委員の皆様方の実感を踏まえて何かご意見等ありましたらご遠慮なく。

訂正率は割と高めだなというのは、そうなのかという感じがしているところですが。

○辻本課長 そうですね。訂正率ですね。先ほど申しあげましたように 61.0%ということで、かなり割合としては高いのかなとは感じます。昨年も割と高かったかたなと思います。割とこれくらいの数字で推移していると思ひまして、やはり全国的に見ましてもかなり高い訂正率が続いています。



○山田会長 それでも⑤の関東信越東京分室分は、件数も多いけれども、訂正率もトップですね。

○辻本課長 そうですね。1部会あたりの処理件数も1位です。

○山田会長 事務局の方から、こういった数字をご覧いただいて、事務局の方として感想なりご意見は何かございますか。

○辻本課長 そうですね。例えば処理件数は781件ありまして、受付件数というのは、年金事務所が窓口で受付をさせていただいております、それを含めた件数になる訳でございます。昨年度はこれの割合、例えば厚生局での処理の割合、それから日本年金機構での処理の割合ということで、たまたま昨年度につきましては57%なり36%と、機構のほうが高いとお話をさせていただきましたが、昨年度はそれが逆転していると、だから受付請求内容そのものによっても、若干差が時々においては随時変動というのはあるのかなと、それは当然本人が請求する事案内容のことでもございまして、たまたま今回はこういう形になったと。ただ全国的に見ましても、先程の東海北陸と同様の割合にはなっているということです。処理率の話でございませうけれども。

○礒貝委員 すみません。ちょっと、よろしいですか。

○山田会長 はい、どうぞ。

○礒貝委員 今のお話に関連してなんですが、日本年金機構で訂正をした、そちらの件数が昨年資料を見ると2,600件ぐらいだったと思うのですが、今年は3,000件、他の所はだんだん減っていつているのに、年金機構での処理件数は増えているのは、何か基準が変わったりしたところがあるのでしょうか。

○辻本課長 それは、今年度の処理の話ですか。

○礒貝委員 昨年と同じ時期、昨年の総会の資料と比較してみたのですが、昨年の日本年金機構で訂正したという件数が、同じ11ヶ月で2,600件だったかと思うのです、全国で。それが、3,070件ですか。

○辻本課長 はい、3071件ですね。

○礒貝委員 全体に受付件数が徐々に減ってきているのに、その年金機構での処理がたくさん出来たということは、大量に同一事案がぼんと出てきているのか、ある

いは何か基準が、年金機構で処理ができる件数が増えてきたということは、何か言われたか。

○辻本課長 それは、変わっていないと思います。ただ例えば一括各事業所において一括請求とかというようなものがあってですね、先ほどご指摘されましたように、今年の方が400件程度、全国ベースでは件数が増えています。先ほど申し上げました、時々的事案で各事業所の方で以前の従業員の方達に対しての一括とか、そういったものがどこかの厚生局等で多くなっているとかといったことは考えられるのかなと、思われますが。

○礒貝委員 基準とか扱い方は変わっていないんですね。

○辻本課長 変わっていません。

○礒貝委員 もう一つ思うのはですね、同じような同一事案同一法人の事案、これが出た時に、一覧表を見せていただくと、まだ他にもいっぱい同じような条件のものが、手を挙げさえすれば訂正ができるんじゃないのかと思うのは、よく見かけるんですね。これは、権限がないって言えばないんでしょうけど、審議会の方で、こういうのは浮かび上がらせてあげるという、そういう手はないのですか。

○辻本課長 要は、該当されるような方達に促してあげるというような。

○礒貝委員 そうです。例えば、賞与事案なんかはですね、非常によく見かけるのです。そういうのを。申し立てさえすれば救ってあげれるじゃないのかと。時期が経てば経つほど、いろんな資料も、まあ探して出せばいいんでしょうけども、事務が大変になるんじゃないかなと思うし。第三者委員会の時もそう思ったんですけども、積極的にこちらから「あなた申し立てすれば訂正ができますよ。」ということと言わないと、という話も聞いていたので。そのスタンスは、今回も変わらないと思うのですけれども、何か救ってあげられる手はないのかなと。

○辻本課長 おっしゃられるように、その方達に促してあげる、教えてあげたらいかかというご意見ですけれども、確かにそういうところはあるかとは、心情的には思うのですけれども。促進じゃないですけれども、そういうようなことはちょっと。

○礒貝委員 窓口業務ではやっているのでしょうかね、機構の窓口でも。

○辻本課長 そうですね、年金事務所でそういうことがあれば、どのような対応を

されておられるかというのは聞いたことはないのですが、そういうことは、話をすることはできるのかなと思われませうけれども。

○議員委員 年金機構の窓口では、何か審議会の方がちょっと後押ししてあげると、じゃあもっと広げようかという動きにもなるのかなと思ったことはあるのですが、越権行為になってしまっています。以上です。

○山田会長 まあ、私自身あまり現場というかそういった所で、どのような案内、広報活動がされているのか具体的にはよく分からないのですが、一般市民、国民の方からすると、この審議会の存在が、どの程度認識されているのか分かっているのかその辺のあたりぴんとこないところがあるのですが。その辺はどうなんでしょうね。

○辻本課長 ホームページには掲載されておりますし。

○西井課長補佐 こちらの年金記録訂正審議会のことにつきましては、東海北陸厚生局ホームページの方にも随時、総会であったりとか、部会の事であったりとか、そういった事を、データで情報アップを随時しておりますので、その辺で国民の皆様にも周知を図っているというようなスタンスではあります。

○山田会長 手頃なところでいくと、ホームページでそんなところを見て、申し立ての仕方はどうだとか案内するそれぞれのページが用意されているわけですね。

○西井課長補佐 受付が年金事務所であるとか、そういった情報を挙げてはおりますが。

○山田会長 ネットを使ったりとか、そんな最先端のことはようやらないというお年寄りの方もおられると思うのですが、そういった方達についてはどのようなフォロー、サービスをされているのですか。

○西井課長補佐 現在のところは申し訳ないのですが、ネット環境のない方への広報につきましては、まだ不完全な状態にはなっております。

チラシ等々の作成はしております、各年金事務所にある窓口配布、置いたりだとかそういったこともしておりますので。その辺で、事務所に行って目についた資料をとっていただいて、こういった審議会の存在を知らせてみたり、制度的なことを、周知を図っているようなことになりました。

○山田会長 一般の人から見たら一番身近なのは、年金事務所ですよ、おそらく。

年金事務所に、そういった過去の年金記録の請求、救済とかそういった事についてのパンフレットは、ちゃんと置かれているのでしょうか。あまり私、年金事務所へ行って見たことはないのですが。ちゃんとやられているんだろうなど、信頼はしているつもりではあります。

あと他に、関連してご意見とかご希望、あるいは注文とかそのようなものがございましたら、ご遠慮なくお願いいたします。

○山田会長 特に無さそうですので、またありましたら随時事務局の方にお申し出いただくということで。それではあと事務局の方から、今日の進展に関して何かございますでしょうか。

○山田会長 ございませんか。

それでは閉会のご挨拶を、年金管理官の方からお願いいたします。

○川島年金管理官 年金管理官の川島でございます。本日は、ご審議大変ありがとうございました。

私ども地方訂正審議会事務局といたしましては、昨年度におきまして、まだまだ至らぬ点多々あったかと思えます。委員の皆様方にはご迷惑をお掛けした場面もあったかと思えます。

今年度におきましては、ご指摘いただいた点を生かし、より良い資料作成、そしてより分かりやすい説明に心がけて参りますので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○辻本課長 すみません、先ほど皆さん、お年寄りとかへ他の所で何か広報とかをしているのかというご質問ですけれども、こちらが厚労省と日本年金機構とで作成いたしましたチラシになります。「知っていますか？年金記録の訂正請求」というようなものを、先ほども申しあげました年金事務所の窓口、あるいはハローワークとか同じ厚労省の組織の中でございます、そういった所にもお願いいたしまして、こちらの方を窓口に置かせていただいておりますので、ご報告させていただきます。

○山田会長 ご覧になりたい方、欲しい方がありましたら、後で見てください。

それでは、以上で本日の会議は終了とさせていただきます。長時間にわたりましてご協力いただきましてどうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

(了)